

# いずみ

練馬西法人会  
新会員募集

《問い合わせ》  
事務局 TEL03-3923-7272

2020

夏

Summer

vol.119

特集

## 第九回通常総会の報告



「新型コロナ 緊急経済対策ガイドブック」プレゼント

詳しくは14ページをご覧ください。

株式会社 栄光 事務職員さん



詳しくは  
こちらから

## C O N T E N T S

- |                         |   |                       |    |
|-------------------------|---|-----------------------|----|
| ■ 第9回通常総会               | 2 | ■ 税の漫画講座(マイホームを持ったとき) | 10 |
| ■ 2019年度収支決算・2020年度収支予算 | 4 | ■ 緊急経済対策における税制上の措置    | 12 |
| ■ 石神井の街から医療従事者にエールを     | 5 | ■ 税理士会ニュース、冊子プレゼント    | 14 |
| ■ 税務署からのお知らせ            | 6 | ■ お知らせ、編集後記           | 15 |
| ■ 社長さんこんにちは             | 8 | ■ 故事名言、東京商工会議所、表紙の人   | 16 |



# 石神井の街から医療従事者にエールを!!



4月初旬、コロナウィルスが猛威を振るう中、石神井公園駅周辺の飲食店から医療機関へ“温かい料理でエールをおくる”活動がはじまりました。発案は、ひとつの飲食店の店主さんからでした。地域を守ってくれている医療従事者に何か力になれないか?という気持ちからまわりに呼びかけ、多くの飲食店や農家はその活動に共感し参加していただきました。

地元の野菜を使って作られたお料理は、医療従事者をすごく元気づけました。当初お料理は、長濱会員のメディケアクリニック石神井公園の医療スタッフにより病院へ届けられていたので、届けられるお料理の数にも限界がありましたが、その活動を知った長谷川支部長を代表とする第二支部の仲間達が次々に加わり、より多くの医療機関に届けることが可能になりました。

最終的には、3か所の地域中枢病院、10か所の医療機関にお届けすることができました。

この活動を通じて、医療機関、飲食店、農家、商店街、そして法人会と地域の団体、業種をこえた大きな“地域の繋がり”がうまれたように思えます。その後、各病院から多くの感謝状が届いており、新たな法人会の在り方を感じた活動でした。

第二支部 地区長 長濱 秀幸

ありがとうございます  
すずすずーくおいしかった  
これで拜礼お礼張ります!!



## 2019年度 収支決算書

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日 (単位: 円)

### 事業活動収支の部

科目	予算額	決算額	差額	摘要
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用益	0	0	0	
(2) 特定資産運用益	1,500	1,345	155	
(3) 受取会費	21,744,000	20,052,200	1,691,800	
(4) 事業収益	775,000	1,489,272	-714,272	
(5) 受取補助金等	12,506,700	12,606,700	-100,000	
(6) 受取負担金	5,159,500	3,628,918	1,530,582	
(7) 受取寄付金	0	0	0	
(8) 雑収益	333,000	431,012	-98,012	
経常収益計	40,519,700	38,209,447	2,310,253	

### 2. 事業活動支出

(1) 税の知識の普及を目的とする事業	7,458,348	7,233,520	224,828	
(2) 納税意識の高揚を目的とする事業	5,195,655	6,753,405	-1,557,750	
(3) 税制・税務に関する調査研究、提言目的事業	1,455,808	1,679,586	-223,778	
(4) 地域企業の健全な発展に資する事業	3,253,155	3,852,355	-599,200	
(5) 地域社会への貢献を目的とする事業	3,983,193	4,439,285	-456,092	
(6) 会員の福利厚生等に資する事業	1,652,930	1,486,628	166,302	
(7) 会員の交流等に資する事業	9,530,630	7,082,475	2,448,155	
(8) 管理費	7,983,120	6,057,107	1,926,013	
事業活動支出計	40,512,839	38,584,361	1,928,478	
事業活動収支差額	6,861	-374,914	381,775	

## 2020年度 収支予算書

自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 (単位: 円)

### 経常増減の部

科目	2020年度予算	2019年度予算	差額	備考
(1) 特定資産運用益	1,500	1,500	0	
(2) 受取会費	20,245,800	21,744,000	-1,498,200	
(3) 事業収益	760,000	775,000	-15,000	
(4) 受取補助金等	11,932,100	12,506,700	-574,600	
(5) 受取負担金	6,123,000	5,159,500	963,500	
(6) 雑収益	323,000	333,000	-10,000	
経常収益計 (A)	39,385,400	40,519,700	-1,134,300	

科目	2020年度予算	2019年度予算	差額	備考
(1) 公益目的事業	22,110,440	21,346,160	764,280	
(2) 収益事業等	17,141,920	11,183,560	5,958,360	
(3) 管理費	4,731,980	7,983,120	-3,251,140	
経常費用計 (B)	43,984,340	40,512,840	3,471,500	
当期経常増減額 (A) - (B)	-4,598,940	6,860	-4,605,800	

## 練馬西税務署(新旧)幹部職員名簿

令和2年7月10日発令

職名	新任者		前任者		
	氏名	前任地	氏名	転出先	
署長	大久保 貴之	局 調査三部	山元 逸郎	ご勇退	
副署長	吉澤 剛史	武蔵府中	柄川 弘一	緑	副署長
総務課長	草野 良夫	留任	草野 良夫	留任	
総務課長補佐	森 裕徳	局 総務部	武田 俊一	局 査察部	主査
法人1統括官	藪田 真由美	神田	川野 禎裕	局 総務部	考査課 課長補佐
法人2統括官	山本 昌司	留任	山本 昌司	留任	
法人3統括官	佐々木 実	留任	佐々木 実	留任	
法人1上席(審理)	高橋 智哉	麹町	北條 誠	局 調査一部	調査総括課 調査官
法人1上席(源泉)	小野田 裕紀	留任	小野田 裕紀	留任	

### ◆◆◆◆◆ 新幹部職員紹介 ◆◆◆◆◆



大久保 貴之  
署長



吉澤 剛史  
副署長



藪田 真由美  
法人1統括官



森 裕徳  
総務課長補佐



高橋 智哉  
法人1上席(審理)

### ◆◆◆◆◆ 着任のご挨拶 ◆◆◆◆◆



練馬西税務署長  
大久保 貴之

残暑の候、公益社団法人練馬西法人会の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で東京国税局調査部から参りました大久保でございます。前任の山元署長同様ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

高橋会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃より税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種税務研修会、小学生を対象とした「絵がきコンクール」や「税金〇×クイズ」、また租税教室など、正しい税知識の普及などに大きく貢献をいただいております。

私どもといたしましても、このような活動は、納税意識の向上を図る

上で非常に重要なものと考えており、貴会の皆様のこうしたご尽力に對しまして、深く感謝申し上げます。

更に、「駅前清掃」にも多数参加されるなど地域貢献活動にも積極的に取り組まれており、会員の皆様方の法人会活動に對する熱意とご尽力に對しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政をとりまく環境は、経済社会のICT化やグローバル化が進展するなど、急速に変化しております。

こうした変化に對し、「税務行政の将来像」を見据えて、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を果たしていく所存です。

しかしながら、私どもの力のみでは成し得るものではなく、税のオピニオンリーダーである法人会の皆様のご支援が不可欠と考えております。

また、税務署では新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組を実施しておりますが、皆様におかれましては、税務署へ出向くことなく各種手続を行うことができるe・Taxや



ダイレクト納付などの一層のご利用をお願い申し上げます。

貴会員の皆様方とは、今後とも意思の疎通を図り、長年築いてまいりました信頼・協調関係を更に深めてまいり所存です。なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人練馬西法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

企業訪問

ガンバル社長さん  
こんにちは



株式会社からだ  
代表取締役  
中田 信也  
東大泉 4-3-5  
電話 03-3921-8966

地域密着を大切に

二〇〇九年四月に東大泉四丁目「イズミ鍼灸整骨院」をOPENし、翌年二〇一〇年四月に「株式会社からだ」を設立致しました。今年で創業十年、その間に練馬駅に整骨院、西大泉及び保谷町にデイサービス「いずみSPA」を開業致しました。整骨院は「地域密着」をモットーに幼児から九十歳のおばあちゃんまで来院されております。施術に関して、整骨院は基本、外傷と言って怪我の施術がメインとなりますが、慢性的な肩の痛み、腰の痛み等に関しては、歪み等のバ



幅広い年齢層の方が来院されています



第2支部  
社会福祉法人練馬豊成会  
業務執行理事  
児玉 強  
下石神井 3-6-13  
電話 03-3996-6600

地域社会との深いつながり

地域社会と施設とのつながりを重視し、地域に根ざした社会福祉活動を行い温かく家庭的な雰囲気配慮し、ご入所の皆様に対する極め細やかな援助を行い、常に処遇内容を見直し皆様が安心できる『快適で質の高い』施設づくりを果たします。を理念に、積極的な社会貢献を考えた、理事長本橋成夫の下、特別養護老人ホームを始めとする社会福祉事業を展開する、社会福祉法人練馬豊成会です。

平成十四年二月に東京都より法人の認可が下り、平成十五年四月には、特別養護老人ホームフロラ石神井公園と在宅介護支援センターが開設されました。その後短期入所生活介護施設とデイサービスセンターの開設、翌年八月には放課後児童健全育成事業（民間学童保育子どもフロラ）の認可もいただきました。更に、練馬区とも連携を図り、地



災害時の避難拠点としての役割も

ランスを主として施術を行っております。鍼灸師もおりますので、鍼の適応疾患にも多くの方が来院されております。今では一日に一〇〇人以上来院される事もあり、地域に無くてはならない院になったと自負しております。デイサービス「いずみSPA」は名前の通り、お風呂に特化した三時間のデイサービスです。お風呂にも特徴があり「炭酸泉」となります。医療機関では糖尿病の壊死している部位の治療に使用している肌理の細かい炭酸を使用しております。お湯の温度は冬場でも三十九度に設定しておりますが、ご利用者様からは「身体のポカポカ感になり長続きする」とのご感想を頂いております。これからの地域の皆様に喜んで頂けるよう業務に励んで参ります。練馬西法人会の活動にも積極的に参加して参ります。皆様どうぞよろしくお願い致します。



第1支部  
有限会社メルティングポット  
代表取締役  
佐藤 陽呂美  
東大泉 5-38-20 1階  
電話 03-5935-4428  
練馬区唯一のチーズ専門店  
大泉学園南口から徒歩三分、イラスト入りの看板が目印の弊社が運営する「クッキング・チーズ」(https://cooking-cheese.co.jp)が

域包括支援センター事業を二カ所、区立敬老館の委託を二カ所運営させていただいております。その他には、地域で一人暮らしをされている高齢者の見守り等を担っています。私どもの法人では、高齢者と子どもを中心とした事業を行うことで地域貢献活動に力を注ぐと同時に、近年起こっている災害に対し、避難拠点としての役割を果たせるよう日ごろより訓練や教育を怠ることなく研鑽を積んで努力しております。地域の皆さまにとってもお役に立てる法人として努力して参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



第2支部  
有限会社かどや印刷  
専務取締役  
加藤 吉孝  
下石神井 5-1-37  
電話 03-3997-0370

印刷製品は顔である

昭和二年、千駄ヶ谷にて祖父が印刷業を始めたのが前身です。戦時企業整備により閉鎖後、昭和二十九年、下石神井にて祖父と父により再び印刷業を始め現在に至っております。印刷学校卒業後、印刷会社に勤め、家業を

でございます。

二〇〇一年三月に会社を設立。乳製品関係のプロモーション企画を中心に、チーズ業界が一堂に会する、チーズの祭典「チーズフェスタ」では、十六年広報を担当。フランスをはじめ豪州、米国などチーズプロモーションとして、食のセミナー・イベント、プロ対象の料理コンテスト、店頭試食デモンストラーションの派遣、商品パッケージデザインなど乳製品に特化した仕事をフリー時代含め、二十年以上チーズに関わってきた。でもやり切った感がないのはなぜか？「そうだ。いままでの経験を生かした、他にないユニークなチーズのお店を出そう」と決意。

二〇一七年十二月にお店をオープン。今までの企画経験を活かし、料理用にブレンドしたチーズに、二七〇円試せるおつまみ用チーズ、チーズスイーツ等を開発。人気商品は一週間で一〇〇セット売り上げる、「チーズ屋さんのピザセット」一、二五〇円（ピザクラスト二枚、チーズ具材二種類）、二〇二〇〜二〇二二ねりコレ認定商品として、選ばれたチーズを焼き上げた「チーズガレット」四〇〇円など。

今後は練馬区の飲食店さんとコラボ企画など積極的にやりたいと思います。本誌をご覧いただいた方でピザセットご購入の方は、10%OFF実施いたします。



リピート率No.1チーズ屋さんのピザセット

継ぎました。思えばこの業界に関わって三十五年あまり、印刷もアナログからデジタルへ大きく変動し、色々と勉強もさせてもらいました。しかし印刷は変わることなく情報発信の一つです。今は雑誌や書物がスマホで見られ、手紙もメールでの時代です。紙との連携でデジタルを活用した伝達方法に代わってきています。

ペーパーレスと囁かれてはいますが、是非、紙の温か味を感じてみてはいかがでしょうか。当社は、チラシ・パンフ・名刺・封筒から記念誌・自費出版・広報誌など印刷全般を取り扱っております。「印刷製品は顔である。」をモットーにお客様との強固な信頼を大切に、喜んで頂ける印刷製品を常に考えています。

デジタル印刷機も導入し、コスト・タイムリー・スピーディーに製品をお届けしています。印刷と言っても様々な物がありますが、長年培った経験とネットワークを生かしお客様が気軽に相談出来る身近な印刷会社をこれからも目指していきます。

法人会では父が大変お世話になり、今では親子二代でお世話になっております。素晴らしい仲間とも出会えました。引き続き宜しくお願い致します。



デジタルの時代でも紙の温か味を

# マイホームを持ったとき ①

## (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

●住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得、増改築等（以下「取得等」といいます。）をして、平成31年（令和元年）中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、その取得等の内容に応じ、下記の①から④のいずれかの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けることができます。また、下記の①から③について、マイホームの取得等が特定取得に該当する場合、控除期間が延長されるとともに、控除額の計算が変わります。詳しくは「国税庁ホームページ」>「暮らしの税情報」>「マイホームを持ったとき①」>「特定取得に該当する場合の控除額の算出方法」をご覧ください。

国税庁ホームページ  
「マイホームを持ったとき①」は**こちら**



国税庁ホームページ  
「暮らしの税情報」は**こちら**



### 留意事項

- ◆入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例など）を適用するときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられません→「暮らしの税情報」>「土地や建物を売ったとき」参照
- ◆マイホームの取得等について、住宅特定改修特別税額控除又は認定住宅新築等特別税額控除を受けるときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられません→「暮らしの税情報」>「マイホームを持ったとき②」参照
- ◆マイホームの取得等に関し、国や地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合、又は住宅取得等資金の贈与について「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」（以下「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）を適用した場合には、マイホームの取得等の対価の額から、その補助金等の額又はその贈与の特例の適用を受けた金額を控除して計算します→「暮らしの税情報」>「財産をもらったとき」>「住宅取得の際の贈与税の特例 P37-38」参照
- ◆災害によって被害を受けたことにより、マイホームを居住の用に供することができなくなった場合で一定の要件を満たすときは、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます→「暮らしの税情報」>「災害があったとき P23」>「住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等」参照

**控除を受けるための手続** この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。

●ただし、給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。この控除を受ける場合に確定申告書に添付が必要な書類やその他の情報については、[国税庁ホームページ](#) をご覧ください。

### 控除額の算出方法（平成31年（令和元年）中に居住の用に供した場合）

#### ①住宅借入金等特別控除を受ける場合

☆控除期間は10年間です

$$\text{住宅ローン等の年末残高 (最高4,000万円<sup>(※)</sup>)} \times 1\% = \text{控除額 (最高40万円<sup>(※)</sup>)}$$

◎100円未満の端数切捨て

#### ②認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合

☆控除期間は10年間です

$$\text{住宅ローン等の年末残高 (最高5,000万円<sup>(※)</sup>)} \times 1\% = \text{控除額 (最高50万円<sup>(※)</sup>)}$$

◎100円未満の端数切捨て

#### ③住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合

☆控除期間は10年間です

$$\text{住宅ローン等の年末残高 (最高5,000万円)} \times 1.2\% = \text{控除額 (最高60万円)}$$

◎100円未満の端数切捨て

#### ④特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合

☆控除期間は5年間です

$$\text{特定の住宅ローン等の年末残高 (最高250万円<sup>(※)</sup>)} \dots A$$

$$A \times 2\% + \left( \text{住宅ローン等の年末残高 (最高1,000万円)} - A \right) \times 1\% = \text{控除額 (最高12.5万円)}$$

◎100円未満の端数切捨て

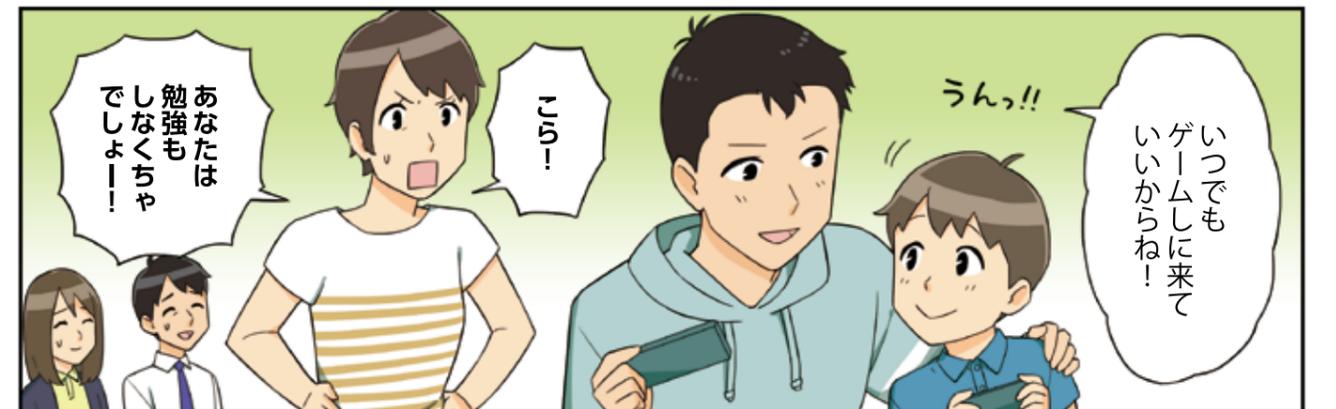
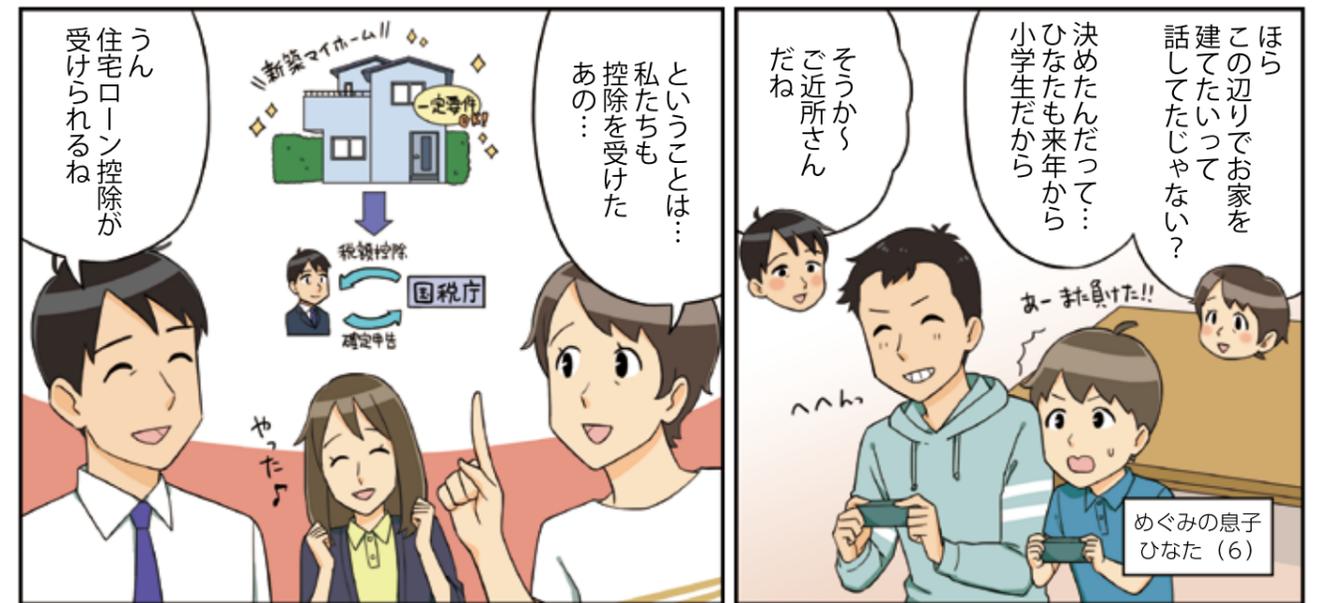
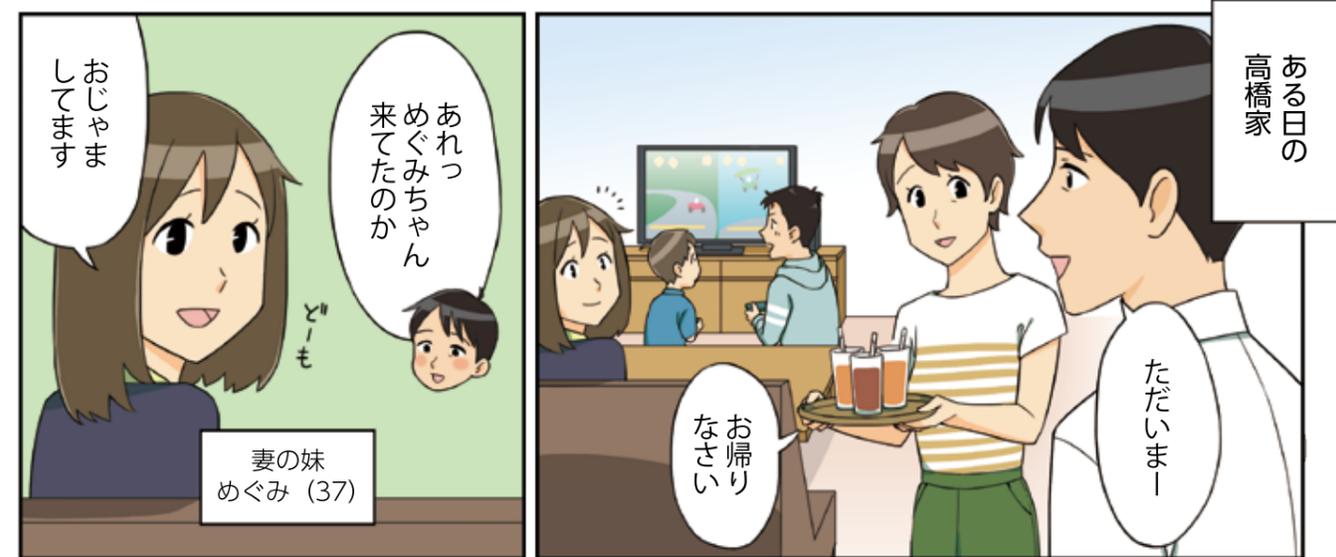
※「特定取得」に該当する場合（④のうち三世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合を除きます。）の限度額です。「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

- 注1：住宅ローン等とは、マイホームの取得等に係る借入金等及びこれらとともにする敷地等の購入に係る借入金等で、一定のものをいいます。住宅ローン等の年末残高は、マイホームの取得等の対価の額が限度となります。
- 注2：③の特例は、マイホームが東日本大震災により被害を受け、居住の用に供することができなくなり、かつ、新たに住宅ローン等を利用してマイホームを取得等するなど、一定の要件を満たす場合に適用できます。
- 注3：Aは、バリアフリー改修工事、特定省エネ改修工事、耐久性向上改修工事（特定省エネ改修工事と併せて行うものに限ります。）及び三世帯同居改修工事の工事費用の合計額に係る住宅ローン等の年末残高です。

●そのほか、控除を受けるための要件（マイホームの取得等をして、平成31年（令和元年）中に居住の用に供した場合）、再び居住の用に供した場合などの詳細は、上記QRコードから「国税庁ホームページ」>「マイホームを持ったとき①」をご確認ください。

## 高橋家の暮らしと税

# その10 マイホームを持ったとき ①



【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	<b>2分の1</b>
50%以上減少している者	<b>ゼロ</b>

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 <b>事業用家屋と構築物</b> を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 <b>中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの</b> ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) <b>住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）</b> ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) <b>既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）</b> ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ  
**緊急経済対策における税制上の措置**

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（ <b>前年同期比概ね20%以上の減</b> ）した場合について1年間納税を猶予。 ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。 ▷担保は不要。 ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、 <b>一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合</b> で、かつ、 ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人：課税期間の翌年の3月末 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**



## 行事案内

### ◎駅前清掃

開催日 令和二年九月十一日(土)  
場所 大泉学園駅南口  
石神井公園駅北口  
上石神井駅北口  
武蔵関駅南口  
時間 午前八時から午前九時  
※雨天の場合九月十九日(土)です。  
コロナ感染症予防の為マスク着用をお願いいたします。



### ◎献血大会のご案内

開催日 令和二年十一月十一日(水)  
場所 練馬西税務署 駐車場  
時間 午前十時から午後四時  
献血していただいた方に  
「花の小鉢」と  
「けんけつちゃんグッズ」プレゼント  
※同時に骨髄バンクドナー登録も  
実施しています。



血液型はもちろん、血液中の肝臓・腎臓・コレステロール他、400mlにご協力頂きました方には赤血球・白血球・血小板数など、血液構造の検査結果も後日10日前後で自宅に親展でお送りします。  
※献血基準は16歳～69歳までの方  
※献血前には、医師、看護婦による血圧、問診、血液比重の測定により、献血頂けるかお調べします。  
健康な皆様のご協力をお願いします。

みなさま！  
冬場の血液確保にご協力を！！



### 《30周年事業延期のお知らせ》

- 本部祝賀会 令和4年1月26日(水)
  - 女性部祝賀会 令和3年10月13日(水)
  - 青年部祝賀会 令和3年10月28日(木)
  - 30周年記念ゴルフ大会 令和3年10月19日(火)
- ※日程は更に変更となる可能性があります。

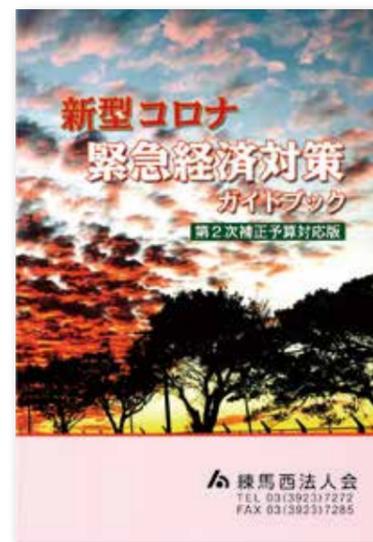
### 2020年・2021年 決算法人説明会及び新設法人説明会

- |  |   |
|--|---|
| <p>■決算法人説明会<br/>令和2年 9月29日(火)<br/>令和2年 10月23日(金)<br/>令和2年 11月24日(火)<br/>時間：午後1時30分～午後4時<br/>会場：練馬西税務署 2階大会議室</p> | <p>■新設法人説明会<br/>令和2年 11月16日(月)<br/>令和3年 2月18日(木)<br/>時間：午後1時30分～午後4時<br/>場所：(公社)練馬西法人会事務局</p> |
|--|---|



※詳細は、後日案内させていただきます。

## 練馬西法人会から 冊子プレゼント 先着50名様



### 「新型コロナ 緊急経済対策ガイドブック」 (第2次補正予算対応版)

本冊子は、特に事業者にかかわるものを中心に、各府省庁等により行われる支援策について横断的に読みやすくまとめました。

事業収入が減少した場合の1年間の納税猶予や申告・納付期限の個別延長など税制上の特例措置から、事業活動を支援する給付金、助成金などの補助事業、各種金融支援の内容まで、幅広く盛り込み説明しております。

- 内容
1. 緊急経済対策に伴う税制上の措置
  2. 国税の申告・納付に係る個別延長
  3. 公的な給付金
  4. 設備投資支援
  5. 経営環境の整備
  6. 資金繰り支援

#### お申し込み 練馬西法人会事務局

土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで、FAXまたは電話にてお申し込みください。  
その際、(1)申込者名(法人の場合は社名とご担当者名) (2)連絡先 TEL・FAX (3)冊子郵送先住所をお知らせください。

TEL:03-3923-7272 FAX:03-3923-7285

※随時発送させていただきます。

### 編集後記

青空の待たれる今日この頃です。  
七月には九州地方で大変な豪雨災害がありました。被災された関係者の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染は、いまだに終息が見込めない状態が続いております。このような状況で、法人会はどのような活動をしていくか、皆さんと考えていきたいと思っています。

広報委員長 丸山 晶子



### 第119号

発行日  
令和2年8月20日

発行所 公益社団法人  
練馬西法人会  
東京都練馬区東大泉6-47-15  
電話 03(3923)7272  
FAX 03(3923)7285  
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp  
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp  
発行責任者 高橋 利充  
編集責任者 丸山 晶子



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。

## 故事名言

### 【呉越同舟】

仲の悪いもの同士が共同の行動をとること。かたき同士でも共通の困難に対しては協力すること。普通は、仲の悪い人々が同座することになる。孫子の言葉で、よく兵を用いる將軍の備えは勢いを一つにするのとだと教え「呉と越とは古くから敵国で、国人までも憎しみあつて居るが、仮に呉の人と越の人が同じ船に乗り合わせて川を渡るとしよう。もし大風が吹きおこつて、舟が覆えろうとするならば呉の人も越の人も普段の睨み合いは忘れて、互いに左右の手になつたように助け合うであらう」と述べている。

幕末の革命家で有名な高杉晋作は幕府による第一次長州征伐が迫る中、兄玉源太郎らと拳兵し、藩の俗論等を排斥して藩政改革を行うが、藩の運営は兄玉らに任せられた。その時に活躍した諸隊の兵士は、革命が成功するや無頼漢になつてしまつた。その時に高杉は「人間というものは、艱難はともにできる。しかし富貴は共にできない」という言葉を残した。

現在の日本では、戦争を行つていないのでピンと来ないかも知れないが、よく似た様なことに国政で見受けられる。日頃は主義主張が違つて居るが、打倒自民党の為に共闘して同じ舟に乗る。見事に勝つたとしても、舟も小さいものだから降りたら、また分裂する。その繰り返して国民は政治を信用しなくなる。あるいは政治に期待をしなくなるかも知れない。

しかし、中小企業が生きていく上では同じ舟に乗るのはいいことだと思ふことがある。民主主義の世の中にあつては、資本力のある人が勝ち組となるが、共同購入を行つて仕入れ値を抑えたり、流通コストを削減したりする。また企業合併という方法もあるし、同業者が集まつて組合組織や社団法人化して大企業に対抗するという事もできるかも知れない。

そう言えば一月から始まつた中国発「新型コロナウイルス」は、国の政策が遅いと批判するが、国民の為に何を優先すべきかリーダーシップを取りたくても、枝葉末節の事で脚を引っ張り、対応を遅らせる。これが民主主義の弱点。ところが一党独裁の中国では、首相の意見がすべてで「実施」され、人が集まる「要素」のあるものは警察権力で「破壊」される。WHOは「中国」の在り方を称賛する。

一党独裁の政治には乗る船はないようにも思えるので、民主主義の良きで、「一緒に良い方策を考えよう」としたい。

副会長 荒井秋海

## マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.21%**

(2020年7月1日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方:従業員 20名以下  
(商業・サービス業 5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士

相談  
無料

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

### ●表紙の人

株式会社 栄光 練馬区大泉町一五八―三十四

Q 毎日お仕事をされている中で手応えや楽しさ、喜びを感じる瞬間について。

A 現場の職人さん達が送ってくださる写真を報告書にする際、どの様に組み立てていくと分かりやすいのか、また、分からない施工内容などが一つ一つ分かり、知識が広がることにこの仕事の手応えや楽しさを感じます。

Q 今までどの様なお気持ちを持って取り組まれてきたか、また、これからについて。

A 仕事を始めた当時は余裕が無く、報告書を「作成する」ことで精一杯でしたが、少し慣れた今は、報告書を読まれるお客様が分かりやすく、納得できることを念頭に置き、作成する様心掛けております。

Q この職種ならではの醍醐味など、他の職種では体験出来ない様なことについて。

A 自身のマンシヨンの大規模修繕工事や、普段からマンシヨンの状態などを、仕事で得た知識の視点で見られる様になったことが、面白いと感じています。

Q 仕事を離れた所での趣味、息抜きの方法など

A 週一回通っているキックボクシングと、小学校のPTAバドミントン部に所属し、週一回仲間と楽しくゲームをすることで、健康維持とストレスを発散しています。



キトリ

6 (公社)練馬西法人会員

←ここを切り取って法人税確定申告書にお貼りください。